

令和7年12月11日
教育委員会報告資料 No. 8

教育指導担当

令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議（第2回）の報告について

報告内容

令和7年11月7日（金）に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議（第2回）の内容について報告します。

1 日 時

令和7年11月7日（金） 午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出 席 者

分 野	構成員
港 区 港区教育委員会	教育長（会長） 新宮 弘章
	総務部長（副会長） 湯川 康生
	学校教育部長（副会長） 茂木 英雄
	子ども若者支援課長 矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳
	児童相談課長 齊藤 和彦
	人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司
学 校	区立小学校長会副会長（笄小学校長） 矢部 洋一
	区立中学校長会副会長（高陵中学校長） 中山 幸子
学識経験者	埼玉学園大学教授 藤枝 静暁
医 学	こどもとおとのクリニックパウルーム室長 黒木 春子
心 理	教育センター相談員 田代 早紀
福 祉	スクールソーシャルワーカー 新行内 勝善
法 律	学校法律相談弁護士 長濱 晶子
警 察	愛宕警察署生活安全課長代理 飯塚 秀樹
	三田警察署生活安全課長 今井 赴夫
	高輪警察署生活安全課長 山口 亜樹
	麻布警察署生活安全課長代理 渡邊 幸夫
	赤坂警察署生活安全課長 倉持 宏
	東京湾岸警察署生活安全課長 田村 知邦

【オブザーバー】

分 野	構成員
港区教育委員会	教育委員 鈴木 令奈
幼稚園	区立幼稚園長会副会長（中野町幼稚園長） 酒井 正美
港 区	赤坂地区総合支所管理課長 木下 典子

4 議 事

(1) いじめに関する現状について

【資料1】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・令和5年度に比べて、小学校において「本人による報告」の件数が上がっているのは、学校が子どもたちの不安や悩みを受容する雰囲気をつくり出していることや教育相談体制を整えていることが要因であると考えている。
- ・中学校において、「担任等による発見」の件数が上がっているのは、いじめの認知力が高まり、子どもの様子をよく観察するようになってきたことが要因であると考えている。

(2) 園で起きたいじめに類する事例について

【資料2】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・本事案は、令和7年4月に保護者からの申立を受けて立ち上げた「港区教育委員会いじめ問題ケース会議」において、調査を行い、報告書を公表した事案である。
- ・本件幼稚園において、保護者の思いを受け止めた対応や教育委員会への報告が不十分であったこと、本件保育園と本件幼稚園間の必要な情報の共有ができていなかつたこと等が問題点であると考えている。
- ・意見交換では、子どもや保護者からのいじめ等の訴えを受け止め、適切に対応することについて、幼稚園・保育園・学校間の情報共有の方法について、どのような対応・連携が有効であるかを、委員の皆様から伺いたい。

(3) 2学期における学校のいじめへの対応について

【資料3】

① 区立小学校長会副会長（笄小学校長） 矢部 洋一 委員

- ・児童が安心して相談しやすい雰囲気をつくるとともに、日頃から学級の児童の表情、言動等に変化がないか、丁寧に観察をしている。
- ・スクールカウンセラーとの全員面接や、学校生活アンケートにおいて、訴えがあれば、個別に事情を聞いている。また、いじめやいじめと疑われる事案があった場合、児童や保護者の訴えに傾聴することを大切にしている。
- ・スクールカウンセラーの相談日をはじめ、都や区の相談窓口を周知している。
- ・就学前児童については、年度末に幼稚園・保育園の教員・保育士が来校し、情報共有を行っている。特に、配慮を要する児童については、保護者の了承のもと、「就学支援シート」を活用して、引き継ぎを行っている。
- ・卒業生については、中学校の教員が来校し、情報共有を行っている。

② 区立中学校長会副会長（高陵中学校長） 中山 幸子 委員

- ・日常的に生徒の様子を観察し、校内・家庭・関係機関等との迅速な情報共有を行っている。
- ・生徒たちが相談しやすいよう、保健室・相談室等の利用方法及び電話相談窓口の周知を行っている。
- ・いじめまたはいじめと疑われる事案があった場合、担任一人で抱えることなく、「いじめ対策委員会」を即日開催し、対応を協議している。

- ・被害生徒、関係生徒の安全確保を行い、落ち着いて教育を受けられる環境を整えている。
- ・課題のある生徒については、学校全体で見守る意識をもち、多様性を理解する集団づくりを目指している。
- ・生活指導上の課題については、生活指導主任会で情報共有をするとともに、管理職間においても、情報共有を行っている。

5 意見交換

- (1) 子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長 坪井 清徳 委員
- ・子ども家庭支援センターのいじめ相談の取組としては、対面での相談、電話での相談、みなと子ども相談ねっとがある。保護者の同意を得た上で、学校や教育委員会に情報共有を行っている。
 - ・相談内容に応じて、心理的な面からのサポートや、保健師との面談を行い医療的な支援につなげる場合もある。
 - ・相談ケースごとの進捗管理をさらに行っていくことが必要であると考えている。
- (2) 児童相談課長 齊藤 和彦 委員
- ・児童相談所は、児童福祉法に基づく子どもと子どもを養育する人のための専門相談機関として、24時間365日稼働している。
 - ・開設5年目の施設であるため、学校や教育委員会との関係づくりをさらに丁寧に行っていきたい。今年度は幼稚園、小中学校長会を児童相談所で開催し、児童相談所の取組について周知する機会を設けた。
- (3) 教育センター相談員 田代 早紀 委員
- ・教員と保護者の面談においても、同意を得た上で、スクールカウンセラーを同席させるとよいと考えている。
 - ・まずは、子どもや保護者の気持ちをありのままに受け止め、共感的な姿勢を示すことが大切になる。被害を受けた子どもに対しては、安心感をもたせることが重要である。
 - ・他の関係者から情報を集め、多くの視点から状況を把握することが大切である。
 - ・面談時に、誰に何をどこまで伝えるのか、確認を取るとともに今後どのような対応を望むか聞き取りができるとよい。
- (4) 学校法律相談弁護士 長濱 晶子 委員
- ・早期発見が鍵になる。初期の段階から対応をして、客観的な事実を残していくこと、組織的に対応をすることが大切である。
 - ・いじめは認知するために広い定義となっている。事案については、どのような事実があったのか、どのように感じているかを、子どもや保護者に話を聞く際に、掘り下げていく必要がある。
 - ・今回の事例においても、教育委員会への定期的な報告・情報共有の仕組みを作っ

ておくことが必要だと考える。

- ・関係機関において様々な取組がなされているので、子どもや保護者がその情報にアクセスしやすい環境があるとよい。

(5) 人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司 委員

- ・法務省が取り組んでいる子どもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話「子どもの人権110番」を周知している。
- ・「子どもの人権SOSミニレター」では、法務局もしくは人権擁護委員が直接返事を書く取組を行っている。
- ・昨年から、学習者用タブレット端末から、チャットで相談できる仕組みも整えている。
- ・子どもたちが様々な人権問題への関心や理解を深め、人権意識を高められるよう、港区・品川区・目黒区・大田区の4区で作成した子ども向け人権啓発冊子「大切なこと」を配布している。

(6) 埼玉学園大学 教授 藤枝 静暁 委員

- ・子どもに不安定な様子が見られれば、保護者は当然心配する。これを受け止めて理解することが大切である。
- ・気になる事案があったら、共有し、複数の人が目を配り、結果を保護者にフィードバックしていくことが必要になる。場合によっては、実際の保育・教育活動を見に来てもらうことで、安心につなげていく。
- ・関係機関においても情報を共有し、相談に適切に対応できるようにする必要がある。
- ・判断に迷う場面があれば、必ず、園・学校内で、報告・連絡・相談をするとともに、教育委員会にも一報を入れることが大切である。

(7) 子ども若者支援課長 矢ノ目 真展 委員

- ・当該児童がどのような解決を望んでいるか確認する必要があると考える。
- ・情報共有すべき項目を可視化・様式化することも検討する必要がある。
- ・子ども家庭支援部では、令和7年10月から、虐待等不適切な事案などの相談窓口を開設した。保護者が声を上げられる手段の周知、関係づくりが重要だと考えている。